

石岡市地域防災計画(第5編 鉄道災害対策編)

第1章 災害予防計画

第1章 災害予防計画

鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

第1節 石岡市の鉄道状況

市には、東日本旅客鉄道株式会社による鉄道の運行がなされており、高浜、石岡の2駅が立地している。鉄道運用状況は表 5-1-1-1のとおりである。

表 5-1-1-1 鉄道状況（令和2年）

鉄道事業者名	路線名	駅名	乗車人員 (一日平均)
東日本旅客鉄道株式会社	常磐線 (神立～岩間間13.14km)	石岡駅	3,976人
		高浜駅	736人

出典：統計いしおか(令和3年度版)

第1章 災害予防計画

第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実

1 気象情報発表伝達体制の確保-----【水戸地方気象台，東日本旅客鉄道株式会社】

水戸地方気象台は，鉄道災害が発生する危険性のある気象状況を観測し，又はそのような気象状況が発生することを予見した場合は，東日本旅客鉄道株式会社に対して，速やかに予・警報等の情報を発表するものとする。

また，発表情報の内容の改善，情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設，設備の充実を図るものとする。

2 事故防止に関する知識の普及-----【東日本旅客鉄道株式会社】

鉄道事業者は，踏切における自動車等との衝突，置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため，事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。このため，ポスターの掲示，チラシ類の配布等を行うよう努めるものとする。

第1章 災害予防計画

第3節 鉄道交通安全運行の確保

1 異常気象時・地震等に対する予防対策の確立-----【東日本旅客鉄道株式会社】

鉄道事業者は、豪雨、強風、濃霧、吹雪等異常気象時及び地震等に対応する予防対策をマニュアル化するなど予防対策を確立することに努めるものとする。具体的な対策としては、以下に記すもののほか、各鉄道事業者が定めるものとする。

(1) 施設の巡回検査の実施

事故災害防止のため日常線路を巡回し、線路全般にわたり巡視及び保安監視等を行うものとする。検査の基準及び方法は、各鉄道事業者が定めるものとする。

(2) 運転規制の実施

列車運転中に災害による異常を感知したとき、又は各種警報機が動作した場合は、鉄道の安全な運行を確保するため運転規制を行うものとする。この場合、輸送指令員等は、運転規制区間を運転する全列車の運転士に対しその旨を通告するものとする。

(3) 教育訓練体制の充実

乗務員及び保安要員に対する教育訓練と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

第1章 災害予防計画

第4節 鉄道車両の安全性の確保

1 鉄道車両の安全性の確保-----【東日本旅客鉄道株式会社】

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、車両検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

第1章 災害予防計画

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡-----【石岡市(総務部)，茨城県，東日本旅客鉄道株式会社】

市は、県及び鉄道事業者等の機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を予め指定しておくなどの整備を推進するとともに、民間企業、報道機関及び住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

鉄道事業者は、气象台との連絡を密に行い、予報及び警報の伝達・情報の収集体制及び通信連絡設備・警報装置等を整備しておくものとする。

(2) 情報の分析整理-----【石岡市(総務部)】

市は、発災時に県の行う情報分析に協力できるよう体制を整えるものとする。

(3) 通信手段の確保-----【石岡市(都市建設部)，石岡市消防本部，東日本旅客鉄道株式会社】

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、第2編震災対策編第1章第1節第4「情報通信ネットワークの整備」に準ずるもののほか、覚書、確認書によるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制-----【石岡市(総務部)，鉄道事業者】

市及び鉄道事業者は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、市の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

-----【石岡市(総務部)，茨城県，東日本旅客鉄道株式会社，防災関係機関】

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、県や鉄道事業者等との間に、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化して

おくものとする。

市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ア 「災害時等の相互応援に関する協定」(茨城県下全市町村間)
- イ 「茨城県広域消防相互応援協定」(茨城県下全消防本部)
- ウ 「鉄道災害時における安全対策に関する協定書」(東日本旅客鉄道(株)と県内26消防本部)
- エ 覚書、確認書(東日本旅客鉄道(株)石岡駅・高浜駅)

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

-----【石岡市(保健福祉部)、石岡市消防本部、東日本旅客鉄道株式会社】

事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。特に、旅客の避難に関しては、高齢者、障がい者、外国人及び子供等の避難行動要支援者に配慮した迅速かつ安全な避難誘導を実施するため、予めマニュアルの整備に努めるとともに、職員への周知徹底を図るものとする。

迅速な救助・救急活動を行うため、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動への備え

-----【石岡市(都市建設部、保健福祉部)、茨城県、医療関連機関、東日本旅客鉄道株式会社】

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、第2編震災対策編第1章第3節第4「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

(3) 消火活動への備え-----【石岡市消防本部、東日本旅客鉄道株式会社】

消防機関及び鉄道事業者は、平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。また、鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、第2編震災対策編第2章第4節第3「緊急輸送への備え」に準ずるほか、次により実施するものとする。

(1) 鉄道事業者の備え-----【東日本旅客鉄道株式会社】

発災時に応急対策を実施するために必要な人員及び資機材を輸送するため、緊急自動車の整備に努めるものとする。

(2) 市及び他の防災関係機関の備え-----【石岡市(都市建設部), 道路管理者】

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え-----【石岡市(総務部)】

市は、事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制、施設及び設備の整備を図るものとする。

また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、予め計画するよう努めるものとする。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

(1) 鉄道事業者-----【東日本旅客鉄道株式会社】

事故災害を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関を始めとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(2) 石岡市-----【石岡市(総務部)】

市は、県や鉄道事業者と相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施にあたっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにし、様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努めるものとする。

7 災害復旧への備え-----【東日本旅客鉄道株式会社】

鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、予め施設・車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

8 鉄道交通安全環境の整備-----【石岡市(都市建設部), 道路管理者, 東日本旅客鉄道株式会社】

鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、路線防護施設の整備促進に努めるものとする。また、列車集中制御装置(CTC)の整備、自動列車停止装置(ATS)の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。

市をはじめとする道路管理者は、鉄道事故の未然防止のため、鉄道事業者と協力の上、踏切道の立体交差化・構造の改良・踏切保安設備の整備・交通規制の実施・踏切道の統廃合の促進など安全環境整備に努めるものとする。

9 再発防止対策の実施-----【東日本旅客鉄道株式会社】

鉄道事業者は、事故災害の発生後、警察機関、消防機関等との協力を得て、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について調査を進め、事実の整理を行うものとする。

また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。事故災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

石岡市地域防災計画(第5編 鉄道災害対策編)

第2章 災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 鉄道災害情報等の収集・連絡

----- 【石岡市(総務部)、石岡市消防本部、茨城県、東日本旅客鉄道株式会社】

鉄道事故が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、関東運輸局、県及び鉄道事業者が相互に連絡を取り合って情報の収集・整理を図る様体制の整備が進められている。県は、収集・整理された情報を適宜市に連絡するものとする。

市は、大規模な鉄道事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統

鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は図 5-2-1-1のとおりとする。

図 5-2-1-1 鉄道災害時の連絡系統図

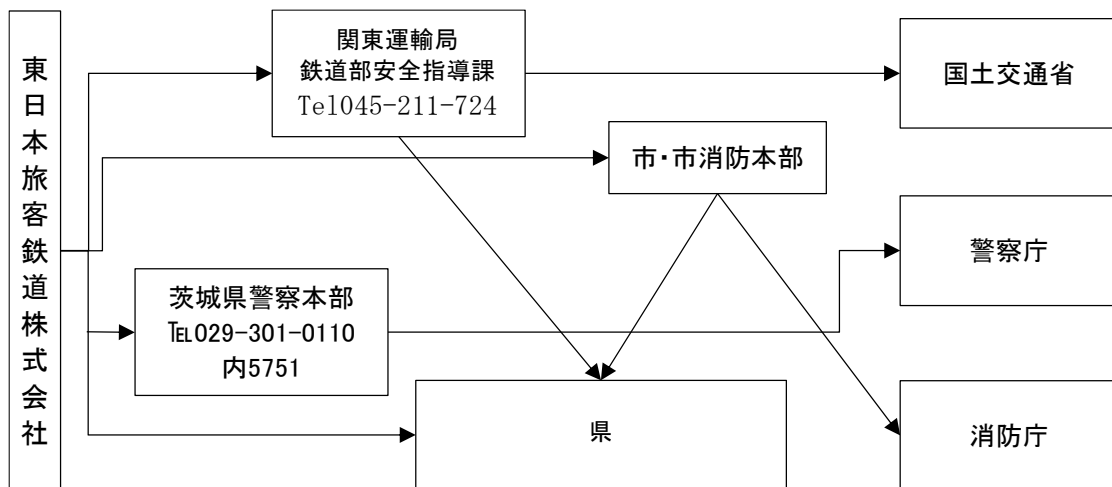


表 5-2-1-1 連絡先一覧表

関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先
石岡市消防本部	昼	0299-23-0119	警防課
	夜間	同上	同上
茨城県	昼	029-301-2896	防災・危機管理部消防安全課
	夜間	029-301-2885	防災・危機管理部防災・危機管理課
東日本旅客鉄道(株) 水戸支社	昼	029-225-3140	水戸支社 運輸部 指令室
	夜間	同上	同上
消防庁	昼	03-5253-7527	応急対策室〔宿直室03-5253-7777〕
	夜間	03-5253-7777	宿直室

第2章 災害応急対策計画

第2節 活動体制の確立

1 石岡市の活動体制

(1) 職員の招集体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、鉄道災害の状況等により次のとおり定める。

表 5-2-2-1 活動体制区分

体制	基準	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	鉄道事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合、又は、その他の状況により総務部長が必要と認めた場合	災害対策連絡会議を設置する。
非常体制	鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合、又は、その他の状況により市長(本部長)が必要と認めた場合	災害対策本部を設置する。

各体制の配備人員については、第2編震災対策編第2章第1節第1「職員招集」に準ずる。

(2) 職員動員配備体制の決定-----【石岡市(総務部)】

〈警戒体制〉

鉄道事故情報、被害情報等に基づく県及び防災関係機関等の報告をもとに、総務部長が職員の招集体制区分の基準に基づき決定する。ただし緊急を要し、総務部長が不在かつ連絡不能の場合は、総務部次長が代行する。

また、総務部次長が不在かつ連絡不能の場合は、防災危機管理課長が代行する。

〈非常体制〉

県及び防災関係機関等の報告をもとに、市長が状況を判断し、決定する。ただし、緊急を要し、市長が不在かつ連絡不能の場合は、副市長が代行する。

また、副市長が不在かつ連絡不能の場合は、総務部長が代行する。

〈決定者〉

上記体制の決定者は次のとおりとする。

表 5-2-2-2 各体制の決定者

	決定者	代決者	
		1	2
警戒体制	総務部長	総務部次長	防災危機管理課長
非常体制	市長	副市長	総務部長

(3) 職員の招集-----【石岡市(各部)】

第2編震災対策編第2章第1節第1「職員招集」に準ずる。

(4) 災害対策本部等の設置基準等

〈災害対策連絡会議設置基準〉

ア 鉄道事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合

イ その他総務部長が必要と認めた場合

〈災害対策本部設置基準〉

ア 鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合

イ その他市長が必要と認めた場合

〈招集体制区分との対応〉

災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と招集体制区分との対応は第2編震災対策編第2章第1節第1の1「職員の招集体制区分の基準及び内容」に示したとおりである。

(5) 現地災害対策本部の設置-----【災害対策本部】

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

〈現地災害対策本部の組織〉

現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及びその他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員の内から災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

〈現地災害対策本部の設置基準〉

ア 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合

イ 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

〈現地災害対策本部の分掌事務〉

ア 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること

イ 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること

(6) 災害対策本部等の組織, 設置の決定及び本部の設置等-----【災害対策本部】

第2編震災対策編第2章第1節第2「災害対策本部」に準ずる。

2 茨城県の活動体制-----【茨城県】

鉄道災害発生時の茨城県の活動体制については、茨城県地域防災計画を参照のこと。

3 広域的な応援体制-----【石岡市(総務部), 茨城県, 隣接市町村, 国, 自衛隊】

市内において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第2編震災対策編第2章第3節第2「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

4 自衛隊の災害派遣-----【石岡市(総務部), 茨城県, 自衛隊】

市長は、自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認める場合は、直ちに要請するものとする。

なお、自衛隊派遣の要請に際しては、第2編震災対策編第2章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動-----【石岡市(保健福祉部)、石岡市消防本部、東日本旅客鉄道株式会社】

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に、可能な限り協力するよう努めるものとする。

市及び市消防本部は、茨城県警察、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助にあたるものとする。

また、必要に応じ、災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関及び他の都道府県に応援を要請するものとする。

また、消防機関は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、乗客、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、必要に応じ、県に応援を要請するものとする。

2 資機材の調達-----【石岡市消防本部、東日本旅客鉄道株式会社】

消火及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。

また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動-----【石岡市(保健福祉部)、茨城県、医療関連機関】

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、第2編震災対策編第2章第4節第5「応急医療」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携の下に、一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編震災対策編第2章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

4 消火活動-----【石岡市(総務部), 石岡市消防本部】

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

市消防本部は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

また、市のみでは十分な消火活動が困難と認めた場合、市長は周辺の消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第4節 避難指示・誘導

1 避難指示・誘導-----【石岡市(総務部), 警察官, 自衛官】

災害が発生し, 又は発生するおそれがある場合において, 市が行う避難指示等については, 第2編震災対策編第2章第4節第2「避難指示・誘導」に準じて実施するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第5節 緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動

1 緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動

----- 【石岡市(都市建設部)，東日本旅客鉄道株式会社】

緊急輸送に当たっては，現場の警察官，関係機関等からの情報に加え，交通監視カメラ，車両感知器等を活用して，交通状況を迅速に把握するものとする。

また，市は，必要に応じて，緊急輸送を確保するため，直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うことを警察に対して要請するものとする。

なお，交通規制にあたっては，関係機関は，相互に密接な連絡をとるものとする。

鉄道事業者は，バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし，他の鉄道事業者においては，可能な限り代替輸送について協力するよう努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、第2編震災対策編第2章第2節第3「災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施するものとする。

1 情報伝達活動-----【石岡市(総務部, 市長公室), 放送事業者, 通信社, 新聞社】

鉄道災害の状況, 安否情報, 医療機関などの情報, それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を, 放送事業者, 通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際, 聴覚障がい者に対する広報は, 正確でわかりやすい文書や字幕付き放送, 文字放送等によるものとする。

伝達項目を以下に示す。

- (1) 鉄道災害の状況
- (2) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性等, 地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応-----【石岡市(総務部, 市長公室)】

市は, 必要に応じ災害発生後, 速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置, 人員の配置等の体制整備に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第7節 防疫及び遺体の処理

1 防疫及び遺体の処理-----【石岡市(総務部, 保健福祉部, 茨城県, 医療関連機関)】

発災時の防疫及び遺体の処理については、第2編震災対策編第2章第7節第5「清掃・防疫・障害物の除去」及び同節第6「行方不明者等の捜索」に準じて実施するものとする。